

株 主 各 位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝 寿

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年5月27日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市北区北七条西一丁目1番地2
S E札幌ビル（旧S E山京ビル）2階 会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第14期（平成26年3月1日から平成27年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kitanotatsujin.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

現在、当社事業を取り巻く環境は、「規制緩和による機能性表示食品制度の施行」「アジア富裕層における北海道人気、および日本の健康食品・化粧品人気」「デバイスやソーシャルメディアの発展によるEコマース（電子商取引）市場の成長加速」という大きな変革機会が三重に起きており、当社成長にとって強い追い風となっております。

「規制緩和による機能性表示食品制度の施行」につきましては、本年4月1日より施行された新しい制度で、これにより、今まで不可能だった健康食品の機能性表示が日本で解禁されることになりました。米国では同様のダイエタリーサプリメント制度が開始されてから、20年間でダイエタリーサプリメント市場が4倍になったと言われており、日本も同様の市場拡大が期待されております。当社も同制度を活用し、機能性表示食品マーケットの拡大の波の先頭を走るべく、現在その準備を行っております。

また、「アジア富裕層における北海道人気、および日本の健康食品・化粧品人気」により、北海道色を前面に出した当社健康食品・化粧品が多くのアジア消費者に認知されてきております。現在、日本国内のドラッグストアにアジア観光客が当社商品を求めに来るため、各ドラッグストアから多くの引き合いが来ております。アジアマーケットにおいては、従来のインターネットだけでなくインバウンド需要も取り込んでいくことで、さらなる拡大を見込んでいます。

また「デバイスやソーシャルメディアの発展によるEコマース市場の成長加速」については、消費者の購買経路の多様化に合わせてFacebook、Twitterなどソーシャルメディアを利用した集客手段の多様化、スマートフォンマーケットの取り込みを強化しております。今後は、Apple Watch等新端末の普及や米Amazonの開発した「Amazon Dash」等の技術により、更にEコマースは高い成長を続けていくと思われまます。

このような環境の下、当社は平成24年5月29日に札幌証券取引所アンビシヤス市場への上場を果たし、翌平成25年3月27日には、札幌証券取引所において最短となる302日目での本則市場への市場変更を果たしましたが、更に、平成26年11月21日には、新規上場・市場変更が3年連続となる、東京証券取引所市場第二部への上場を果たしました。これらによる信用力の向上やブランド認知度の向上などのシナジー効果で、更に成長への基盤が固まっていくものと考えております。

これに併せ、株主の皆様へ感謝の意を表するとともに、東京証券取引所市場第二部上場を記念いたしまして、期末配当において1株当たり50銭の記念配当を実施させていただくことといたしました。また、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするとともに、当社株式への投資魅力を更に高め、当社株式を中長期的に保有していただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度を導入させていただくこととしました。

このように当社は成長への準備を着々と進めつつも足元の安定した収益基盤の構築と、会社の成長に備えた体制作りを引き続き取り組んでおります。

安定した収益基盤の構築面につきましては、新商品の開発及び既存商品の新規獲得件数拡大に向けた取り組みに注力しております。

新商品の開発につきまして当社では、「実感できる高品質な商品にこそ安定した需要が生まれ、収益の安定化に繋がる」という考えから、これらを重視した商品開発を継続して進めております。こうした取り組みの成果として、「紅珠漢」が平成26年9月に北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーD o）に認定されました。こちらの認定制度は、健康食品等に含まれている機能性成分に関して「健康でいられる体づくりに関する科学的な研究」が行われた事実を北海道が認定するものです。そのほか、平成26年8月にナチュラルハーブサプリメント「ずきしらずの実」を、平成26年11月にうるおい化粧水「みんなの肌潤ろーしょん」を新発売して、順調な滑り出しとなっております。これからも、お客様のお悩みを解消できるような高品質な商品の開発を並行して複数行ってまいります。

既存商品の新規獲得件数拡大に関する取り組みとしては、「二十年ほいっぷ」は、芸能人のものまねメイクでブレイクした「ごわちん」さんをイメージキャラクターに起用、「みんなの肌潤糖 クリア」は、有名ファッションモデル・タレントの「くみっきー」こと舟山久美子さんを起用し、Facebook・

Twitter・LINEなどによるプロモーションを展開しております。また、サッカーJリーグ コンサドーレ札幌との間で、地域のスポーツ振興に貢献する目的で締結しているクラブパートナー契約については平成27年シーズンも継続するほか、新たな取り組みとして、Twitter上で選手を使ったプロモーションなどを行う業務提携に合意しました。

このようなFacebook・Twitter・LINEなどによるプロモーションの展開は、「二十年ほいっぷ」が、平成26年ホエイ配合洗顔剤（固形石鹼を除く。）市場において、売上実績日本一となる（平成27年2月、日本能率協会調べ。）などの成果に繋がったばかりでなく、効率的な集客の実現にも貢献しております。具体的には、売上高は前事業年度と比較して108.9%の1,940,660千円と拡大した一方で、広告宣伝費は前事業年度と比較して7.0%減少させることができました。

会社の成長に備えた体制作りにつきましては、若手人材の育成を図っており、若手社員の力を最大限に活かす目的から、20代の社員が中心となって商品開発に向けた市場調査や各商品の集客方法の考案といった当社の売上に直結する業務を担当しております。また、経験豊富な人材の確保を図るためにも中途採用の強化を行っており、各部署で若手社員とベテラン社員のバランスを維持することを通して、会社の成長に合わせた組織作りを図っております。

これまでの当社の取り組みの結果、米国の経済誌フォーブスアジア版(2014年8月号)において、アジア太平洋地域で売上高10億ドル以下の企業を対象とした優良企業200社に贈られるAsia's 200 Best Under A Billion賞を受賞しました。(Asia's 200 Best Under A Billion賞とは、アジア太平洋地域で売上高10億ドル以下の上場企業の中から過去3年間にわたり堅実な収益性と成長性を維持している優良企業200社に対しフォーブスから贈られる賞です。対象となった500万ドルから10億ドルの売上を計上している上場企業のうち一次審査で17,000社、二次審査でおおよそ885社が選ばれ、その後、過去3年間にわたり堅実な収益性、成長性に加え適度の負債を維持した200社が最終的に選ばれました。流動性が低い企業、企業統治もしくは会計、主要な法律問題をかかえている企業は除外されております。選出された企業は、中小企業の活性化により地域経済の発展に拍車をかけることを目指す各国政府の政策

を後押しする存在であります。)

また、東洋経済ONLINEで平成27年3月に発表された「新・企業力 ランキング トップ200」において、当社は、銀行、証券、保険、その他金融を除く平成26年9月1日時点での上場企業3,334社中、総合78位、業種別(食料品)では1位という評価をいただきました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,940,660千円(前事業年度比8.9%増)となりました。また、営業利益は459,696千円(前事業年度比18.6%増)、経常利益は446,584千円(前事業年度比15.6%増)、当期純利益は268,768千円(前事業年度比13.8%増)となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中において、東京証券取引所市場第二部への上場に伴う公募増資により、265,713千円を調達いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第11期 (平成24年2月期)	第12期 (平成25年2月期)	第13期 (平成26年2月期)	第14期 (当事業年度) (平成27年2月期)
売 上 高 (千円)	807,771	1,380,470	1,782,386	1,940,660
経 常 利 益 (千円)	141,864	273,875	386,158	446,584
当 期 純 利 益 (千円)	90,099	159,484	236,118	268,768
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	155.34	64.31	46.10	51.09
総 資 産 (千円)	493,312	1,104,787	1,247,860	1,613,114
純 資 産 (千円)	351,866	553,442	735,546	1,191,951
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	606.67	217.30	142.61	215.82

- (注) 1. 第11期において、平成23年9月16日付で1株につき50株の株式分割を行っております。第11期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第12期において、平成25年2月9日付で1株につき4株の株式分割を行っております。第12期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
3. 第13期において、平成26年1月3日付で1株につき2株の株式分割を行っております。第13期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、前事業年度において100%出資子会社（株式会社オーダーコスメジヤパン）を設立いたしました。子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びその他の項目から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結計算書類は作成していません。

(4) 対処すべき課題

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界は、販売競争が年々激化しております。その中において、更に新商品の開発を積極的に行うことで、売上・利益の最大化を目指してまいります。

具体的には、健康・美容等の悩みに対して効果を実感しやすく、リピートしてもらいやすい商品分野を中心に、また、ライフサイクルが長く、定期購入型のビジネスモデルに適した商品を開発してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年2月28日現在）

当社は、インターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。

(6) 主要な事業所（平成27年2月28日現在）

本	社	札幌市北区北七条西一丁目1番地2
---	---	------------------

(7) 使用人の状況（平成27年2月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23(24)名	4名増(5名増)	28.6歳	2.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	28,575千円
株式会社北洋銀行	27,772千円
株式会社北海道銀行	27,720千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年2月28日現在）

（1）発行可能株式総数 20,000,000株

（2）発行済株式の総数 5,517,600株（自己株式400株を含む）

（注）1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は28,000株増加しております。

（注）2. 公募増資により、発行済株式の総数は340,000株増加しております。

（3）株主数 2,468名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木下 勝 寿	3,032,700株	54.97%
木下 浩 子	173,200株	3.14%
松井証券株式会社	168,200株	3.05%
井上 裕 太	150,000株	2.72%
鈴木 拓 也	139,300株	2.52%
須田 忠 雄	137,200株	2.49%
黒川 哲 美	68,000株	1.23%
堀川 麻 子	49,200株	0.89%
落田 徹	41,900株	0.76%
高橋 正 雄	41,700株	0.76%

（注）持株比率は、自己株式（400株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、平成24年9月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、
下記のとおり公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議し、平成24
年10月16日に発行いたしました。

		第4回新株予約権
発行決議日		平成24年9月28日
新株予約権の数		440個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 352,000株 (新株予約権1個につき800株) (注) 2.
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり2,800円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		1株当たり337円 (注) 2.
権利行使期間		平成24年10月16日から 平成34年10月15日まで
行使の条件		(注) 1.
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 440個 目的となる株式数 352,000株 保有者数 3名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の（i）に掲げる条件を満たした場合、及び、（ii）（iii）に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
 - （i）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期及び平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200百万円を下回らないこと。
 - （ii）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。
 - （iii）当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める事象が生じた場合には、当割当契約の定めるところにより適切に調整されるものとする。）の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割及び平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年2月28日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	木下勝寿	
取締役	堀川麻子	営業部長
取締役	清水重厚	管理部長
取締役	徳丸博之	株式会社につこう社代表取締役社長
常勤監査役	布田三宥	
監査役	久保田 廣	一般社団法人北海道警友会名誉会長
監査役	甚野章吾	甚野公認会計士事務所所長 北斗税理士法人代表社員所長 札幌監査法人代表社員 株式会社ジーンテクノサイエンス監査役

- (注) 1. 取締役徳丸博之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役布田三宥氏、久保田廣氏、甚野章吾氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役布田三宥氏は、通算14年にわたり上場会社を含む会社の監査役としての経験を有し、監査役久保田廣氏は上場会社の監査役としての経験を有し、また、監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、3名の監査役とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成27年3月1日付で取締役の地位を次のとおり変更しております。
- ・堀川麻子氏は、取締役から専務取締役に就任いたしました。
 - ・清水重厚氏は、取締役から専務取締役に就任いたしました。
5. 取締役徳丸博之氏及び監査役久保田廣氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	118,440千円 (840千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	8,220千円 (8,220千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (4名)	126,660千円 (9,060千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役徳丸博之氏は、株式会社につこう社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役久保田廣氏は、一般社団法人北海道警友会名誉会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社ジーンテクノサイエンス監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	徳丸 博之	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。
監査役	布田 三寿	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するため適宜質問及び助言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社を含む会社の監査役として長年培った経験及び見地から発言を行っております。
監査役	久保田 廣	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社の監査役として培った経験及び見地から発言を行っております。
監査役	甚野 章吾	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

清明監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、東京証券取引所市場第二部上場に伴う公募増資に係るコンフォートレター作成業務の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。
*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。

また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,555,050	流動負債	421,162
現金及び預金	1,153,209	買掛金	48,880
売掛金	146,626	未払金	86,118
製品	121,921	1年内返済予定の長期借入金	84,067
仕掛品	16,385	未払法人税等	98,949
原材料及び貯蔵品	62,937	未払消費税等	26,572
前払費用	6,342	前受金	57,000
短期貸付金	40,000	預り金	4,688
繰延税金資産	8,426	販売促進引当金	8,450
その他	4,716	株主優待引当金	3,700
貸倒引当金	△5,515	その他	2,735
固定資産	58,063	負債合計	421,162
有形固定資産	17,600	純資産の部	
建物	15,232	株主資本	1,190,719
工具、器具及び備品	2,367	資本金	209,898
無形固定資産	19,694	資本剰余金	189,898
特許権	454	資本準備金	189,898
商標権	3,675	利益剰余金	790,999
ソフトウェア	15,564	その他利益剰余金	790,999
投資その他の資産	20,768	繰越利益剰余金	790,999
関係会社株式	10,000	自己株式	△77
出資金	568	新株予約権	1,232
差入保証金	10,184	純資産合計	1,191,951
繰延税金資産	15	負債純資産合計	1,613,114
資産合計	1,613,114		

損 益 計 算 書

(平成26年3月1日から
平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,940,660
売 上 原 価		524,631
売 上 総 利 益		1,416,028
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		956,332
営 業 利 益		459,696
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	160	
受 取 弁 済 金	154	
サ ン プ ル 売 却 収 入	2,140	
販 売 促 進 引 当 金 戻 入 額	9,295	
そ の 他	581	12,332
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	778	
上 場 関 連 費 用	18,301	
株 式 交 付 費	3,270	
出 資 金 運 用 損	3,052	
そ の 他	41	25,445
経 常 利 益		446,584
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,827	2,827
税 引 前 当 期 純 利 益		443,757
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	165,884	
法 人 税 等 調 整 額	9,104	174,988
当 期 純 利 益		268,768

株主資本等変動計算書

(平成26年3月1日から)
(平成27年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計
	資本金	資 本 剩 余 金		利 益 剩 余 金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	76,075	56,075	56,075	602,240	602,240	△77	734,314
当期変動額							
新株の発行	132,856	132,856	132,856				265,713
新株の発行 (新株予約権の 行使)	966	966	966				1,932
剰余金の配当				△80,008	△80,008		△80,008
当期純利益				268,768	268,768		268,768
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)							—
当期変動額合計	133,822	133,822	133,822	188,759	188,759	—	456,405
当期末残高	209,898	189,898	189,898	790,999	790,999	△77	1,190,719

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,232	735,546
当期変動額		
新株の発行		265,713
新株の発行 (新株予約権の 行使)		1,932
剰余金の配当		△80,008
当期純利益		268,768
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)		—
当期変動額合計	—	456,405
当期末残高	1,232	1,191,951

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

i. 製品・原材料・仕掛品

月別総平均法による原価法

ii. 貯蔵品

月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～22年

工具、器具及び備品 4～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

③株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を合理的に算出し、計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期貸付金」(前事業年度は10,000千円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

(追加情報)

当社は、当事業年度に株主優待制度を新設いたしました。これに伴い、株主優待制度に基づき発生すると見込まれる費用を合理的に算出し、株主優待引当金を計上しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,208千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	40,525千円
短期金銭債務	1,159千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

 営業取引による取引高

 販売費及び一般管理費 12,835千円

 営業取引以外の取引による取引高 160千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注)	5,149,600	368,000	—	5,517,600
合計	5,149,600	368,000	—	5,517,600
自己株式				
普通株式	400	—	—	400
合計	400	—	—	400

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加368,000株の内訳は、新株予約権の行使による増加28,000株、平成26年11月20日を払込期日とする公募増資による新株発行による増加340,000株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月29日 定時株主総会	普通株式	43,768	8.5	平成26年2月28日	平成26年5月30日
平成26年9月30日 取締役会	普通株式	36,240	7	平成26年8月31日	平成26年11月11日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	52,413	9.5	平成27年2月28日	平成27年5月29日

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

	第2回新株予約権	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	8,400株	352,000株
新株予約権の残高	21個	440個

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

i. 資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

出資金は、任意組合に対するものであり、営業者の行う事業の業績に伴うリスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。

ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、短期貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、長期借入金については、財務担当部門が金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
①現金及び預金	1,153,209	1,153,209	—
②売掛金	146,626		
貸倒引当金（※1）	△5,515		
	141,110	141,110	—
③短期貸付金（※2）	40,000	40,000	—
資産計	1,334,320	1,334,320	—
①買掛金	48,880	48,880	—
②未払金	86,118	86,118	—
③長期借入金（※3）	84,067	84,079	12
負債計	219,065	219,077	12
デリバティブ取引	—	—	—

（※1）売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）関係会社に対する短期貸付金であります。

（※3）長期借入金については、1年内返済予定を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
（資産）

①現金及び預金、②売掛金、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	10,000
出資金	568
差入保証金	10,184

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,153,209	—	—	—
売掛金	146,626	—	—	—
短期貸付金	40,000	—	—	—
合計	1,339,835	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)
長期借入金	84,067	—

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税	2,190千円
販売促進引当金	2,985千円
貸倒引当金	1,524千円
貸倒損失	419千円
株主優待引当金	<u>1,307千円</u>
繰延税金資産（流動）合計	8,426千円
繰延税金資産（固定）	
減価償却費	<u>15千円</u>
繰延税金資産（固定）合計	15千円
繰延税金資産合計	<u>8,441千円</u>

7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社 オーダー コスメジ ャパン	インターネ ット通信販 売業	（所有） 直接 100.00	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付	30,000	短期貸付金	40,000

（注）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	堀川 麻子	当社取締役	（被所有） 直接 0.89	—	新株予約権 の行使	1,932	—	—

（注）平成21年5月27日開催の株主総会の決議により付与した新株予約権の行使であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	215円82銭
(2) 1株当たり当期純利益	51円09銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

特記事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年4月24日

株式会社北の達人コーポレーション
取締役会 御中

清明監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 北 倉 隆 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 4月28日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	布 田 三 宥	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	久保田 廣	Ⓜ
監査役 (社外監査役)	甚 野 章 吾	Ⓜ

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第14期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金9円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は52,413,400円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年5月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案のとおり第26条第2項及び第33条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第26条（取締役の責任免除） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第26条（現行どおり） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条（監査役の責任免除） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第33条（現行どおり） 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役との間に、</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	きのした かつひさ 木 下 勝 寿 (昭和43年10月12日生)	平成4年4月 株式会社リクルート入社 平成11年12月 合資会社サイマート設立 無限責任社員 平成14年5月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任)	3,032,700株
2	ほりかわ あさこ 堀 川 麻 子 (昭和56年5月17日生)	平成17年3月 株式会社ジオス入社 平成18年7月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員営業部長就任 平成21年5月 当社取締役営業部長就任 平成27年3月 当社専務取締役営業部長就任 (現任)	49,200株
3	しみず しげあつ 清 水 重 厚 (昭和40年12月6日生)	昭和60年4月 峰延農業協同組合入組 平成12年8月 株式会社エスアールエル入社 平成20年5月 当社入社 平成21年1月 当社執行役員管理部長就任 平成21年5月 当社取締役管理部長就任 平成27年3月 当社専務取締役管理部長就任 (現任)	37,200株
4	すぎ やま ひさし 杉 山 央 氏 (昭和55年1月23日生) 【新任】	平成16年10月 弁護士登録 AZX総合法律事務所入所 平成21年4月 札幌中央法律事務所入所 平成21年11月 赤れんが法律事務所開設（現弁護士法人赤れんが法律事務所） 平成22年4月 札幌弁護士会司法修習委員会副委員長 平成24年4月 札幌弁護士会知的財産委員会副委員長 平成24年10月 北海道石油業厚生年金基金理事長就任（現任） 平成26年1月 株式会社グッドコムアセット社 社外取締役就任（現任） 平成26年1月 株式会社エコノス社 社外取締役就任（現任）	—
5	たかおか ゆきお 高 岡 幸 生 (昭和42年7月18日生) 【新任】	平成3年4月 株式会社リクルート入社 平成20年5月 リージョンズ株式会社設立 代表取締役就任（現任） 平成21年9月 株式会社リージョナルスタイル 設立 代表取締役就任（現任）	—

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 杉山央氏、高岡幸生氏は、社外取締役候補者であります。

3. 杉山央氏は、社外取締役となる以外の方法では会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行への助言・提言をいただくことで、取締役会における意思決定の客観性やコーポレート・ガバナンスの更なる向上が期待されるため、社外取締役と

して選任をお願いするものであります。

4. 高岡幸生氏は、リージョンズ株式会社及び株式会社リージョナルスタイルの代表取締役を務めており、人事分野の専門家としての豊富な経験のみならず、自ら経営に携わってこられた実績及び見識を有しております。これらの経験をもとに独立した立場から取締役等の職務執行を監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 杉山央氏及び高岡幸生氏が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
6. 杉山央氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	ぬのたみつゆう 布田三宥 (昭和21年3月20日生)	昭和40年4月 雪印乳業株式会社入社 昭和46年4月 平和堂貿易株式会社入社 昭和50年8月 株式会社エーダイ入社 平成6年6月 株式会社デリーブズ入社 平成7年6月 同社取締役就任 平成9年6月 同社監査役就任 平成10年7月 株式会社ソフトフロント入社 平成13年10月 同社管理本部次長就任 平成14年6月 同社監査役就任 平成20年3月 当社常勤監査役就任(現任)	10,400株
2	じんのしょうご 甚野章吾 (昭和43年7月19日生)	平成6年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)札幌事務所入所 平成17年1月 甚野公認会計士事務所開設所長(現任) 平成17年1月 北斗税理士法人設立代表社員所長(現任) 平成20年6月 札幌監査法人代表社員(現任) 平成22年5月 当社社外監査役就任(現任) 平成25年5月 株式会社ジーンテクノサイエンス社外監査役就任(現任)	—
3	こばやしりゅういち 小林隆一 (昭和22年5月7日生) 【新任】	平成11年3月 北海道警察本部総務部参事官兼総務課長就任 平成13年3月 北海道警察釧路方面本部参事官兼警務課長就任 平成14年3月 北海道警察札幌方面北警察署長就任 平成16年3月 北海道警察学校長就任 平成17年3月 北海道警察本部地域部長就任 平成18年3月 北海道警察釧路方面本部長就任 平成19年4月 伊藤組土建株式会社入社理事就任 平成26年6月 一般社団法人北海道警友会専務理事就任(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 布田三宥氏、甚野章吾氏、小林隆一氏は、社外監査役候補者であります。

3. 布田三宥氏は、上場会社での監査役としての経験、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものです。
なお、同氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年2ヶ月となります。

4. 甚野章吾氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業財務にも精通しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願い

いするものであります。なお、同氏は、監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。

5. 小林隆一氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたり警察行政に携わってこられた豊富な経験と見識を有しておられることから、これらを当社監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、布田三宥氏及び甚野章吾氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、小林隆一氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 小林隆一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

札幌市北区北七条西一丁目 1 番地 2

S E札幌ビル (旧 S E 山京ビル) 2階 会議室

電話 (011) 757-5567 (代表番号)



- ・ JR札幌駅北口より徒歩3分
- ・ 地下鉄札幌駅より徒歩5分

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。